

◇大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、個人番号を利用することができる事務及び当該事務を処理するために利用することができる特定個人情報の範囲を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(デジタル統括室DX推進担当)